

別表 1

有機農産物生産行程管理者及び小分け業者認証手数料及び調査手数料 単位：円

| 区 分 | 書類審査料 | | 実地調査料 | | 判定料 | | 認証証書 交付料 | 備考 |
|-------------|-------------------|---------|--------|---------|--------|---------|----------------|------|
| | 基本額 | 加算 額 | 基本額 | 加算 額 | 基本額 | 加算 額 | | |
| ① 認証手数料 | 15,540 | (3) | 20,000 | (4) | 20,320 | (3) | 5,000 | 初回調査 |
| 再審査 | | | 8,500 | (4) | | | | |
| ② 調査 手数料 | 年次調査 | 0 | 20,000 | (4) | 8,660 | | (2,900) (9) | |
| | 再審査 | 0 | 8,500 | (4) | | | | |
| | 臨時確認調査 実地調査が必要 | 0 | 8,500 | (4) | 6,160 | | (2,900) (9) | |
| | 実地調査が必要 なし | 0 | 0 | | | | 0 | |

※認証手数料及び調査手数料には、別途消費税を加算する。

- (1) 実地調査の1日とは、現地において午前9時から午後5時までとする。ただし、12時から1時間は昼食休憩とする。なお、日数決定根拠は実地調査日数積算基準とする。
- (2) 初回調査並びに年次調査、臨時確認調査は、原則として2名の審査員で行う。
臨時確認調査については、半日を基準として実施する。また、調査に伴う審査員の交通費等の旅費は、旅費に関する条例に基づき、車賃として目的地までの往復の距離に同条例第18条に規定する1キロメートル当たりの単価を乗じて（同乗者は該当外）計算し、旅費算出起点は当センターまたは審査員居住地とする。
なお、県外の生産行程管理外部委託事業者等の調査を行う場合は、旅費に関する条例に準じ鉄道賃を算出し、必要に応じ宿泊料、現地経費の実費を請求する。
- (3) 上記表の書類審査料及び判定料については、人数（小分けにあっては施設）の増加に伴う割増し分として次により加算する。生産行程管理者に係る生産者2戸を基準とし1戸増すごとに書類審査料は1,550円（消費税除き）、判定料では2,000円（消費税除き）を加算する。小分け業者に係る施設1か所を基準として、1施設増すごとに書類審査料は5,180円（消費税除き）、判定料では6,700円（消費税除き）を加算する。
- (4) (2)の各調査に要する日数が複数にまたがる場合は半日単位とし、また、この場合午前中は8,500円（消費税除き）、午後11,500円（消費税除き）を加算する。
- (5) 業務規程第23条第3項の規定により、審査の一部又は全部を省略した場合、認証手数料の一部を免除することができる。

- (6) 認証申請に係る経費の納入時期は、書類審査料及び実地調査料（見込額）は申請時、判定料及び認証証書交付料等は判定結果通知書受領後1か月以内とする。
- (7) 年次調査の実地調査料及び判定料の納入時期は、判定結果通知書受領後1か月以内とする。
- (8) 認証事業者からの変更届等に伴う臨時確認調査の場合の実地調査料並びに判定料の納入時期は、判定結果通知書受領後1か月以内とする。
- (9) (6)(7)(8)において、判定結果通知前に申請取下げや審査の打切り（規程第29条第4項）、認証業務の廃止（認証条件同意書）などが発生した場合の納入時期は、それぞれの手続き終了後1か月以内とする。
- (10) 認証証書記載内容に変更が生じ、認証証書の再発行が必要となった場合は、2,900円（消費税除き）を徴収する。
- (11) 紛失等に伴う認証証書の再発行の場合においても同額を徴収する。
- (12) 無通告調査及び第三者からの情報提供等に伴う臨時確認調査の実地調査料は徴収しない。
- (13) 再審査は、是正措置回答書の内容が認証の技術的基準に照らして適正であるかを検証するために再実地調査が必要となった場合は徴収する。
- (14) 上記に係る手数料の支払は、別途理事長の指定する金融機関に納入する。

別表2

- (1) 第11条第1項に定める講習会参加費 1名当たり620円（別途消費税を加算する。）
- (2) センターが主催して現地で開催する講習会は、センターにおいて開催したものとする。やむをえず現地に出向いて開催する講習会とは、センター主催以外の講習会とする。